

## 倒壊等の危険性が高い空き家の除却費用の一部を補助します

- 対象空き家（住居として使用していたもので、次の要件を全て満たすもの）
  - ・市内にある空き家で、住宅の腐朽破損の程度が市で定めた基準を超えていること
  - ・周辺住環境に悪影響を与えている、またはその恐れがあること
  - ・補助金の交付決定前に除却工事に着手していないこと
  - ・除却に係る他の補助金などの交付を受けていない、または受ける予定がないこと
  - ・公共事業等による移転や建て替えなどの補償対象になっていないこと
  - ・国や地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないもの
  - ・不動産販売または不動産貸し付け、駐車場運営などのために除却を行うものでないこと
  - ・同一敷地内において、当該補助金の交付を受けて老朽危険空き家の除却を行っていないこと
- 対象者  
補助対象住宅の所有者または法定相続人（補助対象者の世帯全員が市税を滞納していないこと）

- 対象工事  
補助を受けようとする年度の1月末日までに完了する除却工事（一部のみの除却工事や建て替えを目的とした工事は対象外）
  - 対象戸数  
予算の範囲内で5戸程度（年間）
  - 補助額  
補助対象事業費または国が定める標準除却工事費のいずれか少ない額の5分の4（限度額160万円）
  - 受付期間  
7月1日（水）～31日（金）
  - 注意
    - ・受付期間中に、市職員が現地で腐朽破損の程度などを判定します。事前相談については随時受け付けていますが、今年度の補助を希望する場合は、受付期間終了までに必ず相談してください。
    - ・申請書や必要な書類については、事前相談の際に説明します。
- 申し込み・問い合わせ先  
地域支援課 ☎23-3949

## がけ地に近接する危険住宅の移転費用を補助します

がけ地の崩壊等により生命に危険を及ぼす恐れのある区域内（土砂災害特別警戒区域など）から、住宅の移転を行う人に移転費用の一部を補助します。補助要件などがありますので、事前に相談してください。

- 補助内容
  - ・住宅の除却に要する費用  
限度額 80万2千円/戸
  - ・住宅の建設または購入に要する資金を金融機関などから借り入れた場合の、借入金利子（年利率8.5%を限度）  
限度額 415万円/戸  
（建物319万円、土地96万円を限度）



問い合わせ先  
建設課 ☎23-3942

## 緊急地震速報訓練を実施します

屋外スピーカーや防災ラジオなどから緊急地震速報が流れます。訓練でするので、お間違いのないようお願いいたします。

訓練放送が流れたら、机の下に隠れるなど自分の身を守る行動をできるだけとり、地震が発生したときに、落ち着いて対応できるように備えてください。

- 日時 6月17日（水）午前10時ごろ
- 注意 気象状況などにより、中止する場合があります。

問い合わせ先  
危機管理課 ☎23-3940



## 防災情報の入手方法を確認しましょう

### NEW 香川県防災ナビ

香川県では、災害時に避難情報などを迅速かつ確に提供するため、防災アプリ「香川県防災ナビ」を導入しています。スマートフォンの位置情報を活用したハザードマップ・避難所の地図表示機能など、適切な避難行動を支援できる機能を備えています。



Android



iOS

### 雨量や河川水位、土砂災害、警戒情報

- ☞ 県ホームページ  
「かがわ防災webポータル」

### 避難情報

- ☞ 市防災行政無線・防災ラジオ
- ☞ 観音寺ホットメール
- ☞ 市ホームページ「防災情報」
- ☞ 三豊ケーブルテレビ「災害・防犯情報」

### ☞ 香川県防災情報メール

携帯電話やスマートフォンに、高松地方気象台が発表する気象情報や市町が発令する避難勧告などの情報を配信（地域や情報を選択可）。

右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。



## 大雨シーズンに備えて

もうすぐ梅雨入りです。大雨シーズンを前に、災害に対する早めの備えをしておきましょう。

問い合わせ先 危機管理課 ☎23-3940

香川県危機管理課 危機管理グループ ☎087-832-3187

### 事前の備え

- ・住んでいる場所が洪水や土砂災害などの恐れがあるかどうか、市の総合防災マップなどであらかじめ確認しておく。
- ・災害に備えて、避難場所や避難経路などを日ごろから確認しておく。
- ・避難場所や連絡方法などを家族で話し合っておく。
- ・食料や水などを備蓄しておく。

### 雨が降り始めたら

- ・雨量や河川水位に関する情報に注意する。
- ・対象地域に避難勧告が発令された場合は、すぐに避難する。
- ・夜間に大雨となることが予想される場合は、暗くなる前に避難する。
- ・急な豪雨など緊急の場合や、避難途中で危険を感じた場合は、頑丈な建物の2階など、少しでも安全な場所に避難する。



## 結婚を支援します

結婚を希望する独身者に出会いを提供するため、かがわ縁結び支援センターへの登録支援制度を紹介します。

### ●かがわ縁結び支援センター縁結びマッチング会員入会登録料の減額

**対象**本市に住所がある人

**料金**5000円

(入会登録料1万円の2分の1を市が負担)

### ●観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金

本市に拠点があるかがわ縁結び支援センターの応援団体が、自ら企画して実施する縁結びイベントに対して、上限10万円を支給します。

### 問い合わせ先

ふるさと活力創生課

☎23-7803



## 2020日本学生トライアスロン選手権観音寺大会ボランティアスタッフ募集

交通整理や選手への給水などに協力してくれるボランティアスタッフを募集します。詳しくは、市ホームページなどでお知らせします。

### ●日時 9月6日(日)

午前11時～午後5時30分ごろ

### ●場所 有明グラウンド会場、周辺大会コース

### ●人数 450人

### ●受付期間 6月19日(金)まで

**注意** 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止・延期となる場合があります。

### 申し込み・問い合わせ先

市民スポーツ課

☎23-3941 FAX23-3956



## かがわ縁結び支援センター (EN-MUSUかがわ)

結婚を希望する独身者に対して、出会いから結婚までをサポートしています。平成28年10月に開所し、令和2年3月末現在でマッチングによる成婚報告が85組ありました。

### ●縁結びマッチング

会員制のマッチングシステムで、登録会員同士の情報を閲覧し、会ってみたい相手へのお引き合わせを申し込むことができます。相手から承諾があれば、「縁結びおせっかいさん」立ち会いのもとでお引き合わせを行います。

### 【入会条件】

香川県内に居住、または県内に勤務もしくは香川県での居住を希望する20歳以上の独身者

### 【入会登録料】

1万円(2年間有効)

### 問い合わせ先

同センター(公益財団法人かがわ健康福祉機構)

☎087-862-1711

## マイナポイントの申し込みが始まります

### ●支援窓口の設置

7月から、マイナポイントの申し込みが始まります。申し込むためには、マイナンバーカードを取得した後、マイナポイントの予約が必要です。インターネットなどの用意や設定が難しい人のため、市役所1階市民課窓口横に支援窓口を設置しています。

### ●マイナポイントとは

キャッシュレス決済サービス(チャージまたは購入)を利用すると、金額の25%のポイント(上限5,000円分)が付与されます。

### ○総務省マイナポイントサイト

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

### ○総務省マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

### 問い合わせ先

企画課 ☎23-3917



## 固定資産税に関する届け出

### ●家屋を新築・増築したとき

家屋の評価額を算出するため、間取りや仕上げを確認する家屋調査が必要です。職員が調査に伺いますので、連絡してください。

### ●家屋を取り壊したとき

「家屋滅失届」を提出してください。取り壊しの翌年度から課税されなくなります。取り壊した家屋が所在する土地が、住宅用地に対する課税標準の特例を受けている場合は、土地の税額が上がることがあります。なお、登記している家屋については、法務局で滅失登記の手続きをしてください。

### ●売買・贈与や相続などで未登記の家屋の所有者が変更になったとき

「家屋補充台帳登録(未登記家屋)の所有者変更届」を提出してください。この届け出がないと、旧所有者に課税されます。未登記家屋とは、法務局に登記されていない家屋のことです。

### 【添付書類】

#### 売買・贈与などの場合

○旧所有者と新所有者の印鑑登録証明書(売買契約書などの写しを添付すると印鑑登録証明書は不要)

#### 相続の場合

○新所有者と変更の時期が確認できる書類(遺産分割協議書など)

○遺産分割協議書などがいない場合は、相続人全員の同意書(実印を押印したもの)と印鑑登録証明書

## 市民税・県民税納税通知書を発送します

令和2年度の市民税・県民税納税通知書を、6月中旬に発送します。市民税・県民税が給与から天引き(特別徴収)される人は、勤務先を通じて納税通知書をお渡しします。

本年度の税額は、2019年中の所得に基づいて算出しています。また、納税通知書は令和2年1月1日に観音寺市に住所があり、納付税額がある人に送付しています。

第1期納期限6月30日(火)まで日数がありませんが、期限内の納付をお願いします。納期限までに納付が困難な場合は、税務課へ相談してください。

### 問い合わせ先

税務課 市民税係 ☎23-3922

### ●土地・家屋の所有者や納税義務者が死亡したとき

相続人の代表者は、「相続人代表者(兼現所有者)指定届」を提出してください。相続登記による名義変更が行われるまでの間、納税通知書などを受け取る相続人の代表者を指定する必要があります。

### ●土地の使用状況が変わったとき

住宅を店舗にするなど家屋の用途変更に伴い、土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地が変わったときは、「住宅用地異動申告書」を提出してください。土地の税額が変わる場合があります。

### ●その他の届け出

○納税管理人申告(承認申請)書

○納税管理人変更(取り消し)申請書

○土地利用状況変更届出書

○被災住宅用地申告書

○非課税申告書

○減免申請書

○住宅耐震改修に伴う

固定資産税減額申請書

○バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書

○省エネ改修に伴う固定資産税減額申請書 など

●**注意** 届け出の際は、マイナンバー(個人番号)または法人番号の記載をお願いします。

### 問い合わせ先

税務課 資産税係 ☎23-3922



## 在宅医療・介護連携に係る社会資源情報を活用してください

医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、市内の医療・介護・福祉に関する社会資源情報を集約した「かんおんじ在宅医療・介護社会資源情報サイト」を開発しています。自分たちが暮らしている地域の医療・介護・福祉サービスを知り、必要に応じて上手に活用していきましょう。

市ホームページのトップページ「事業PRコーナー」からアクセスできます



### 問い合わせ先

高齢介護課 地域包括支援センター

☎25-7791

